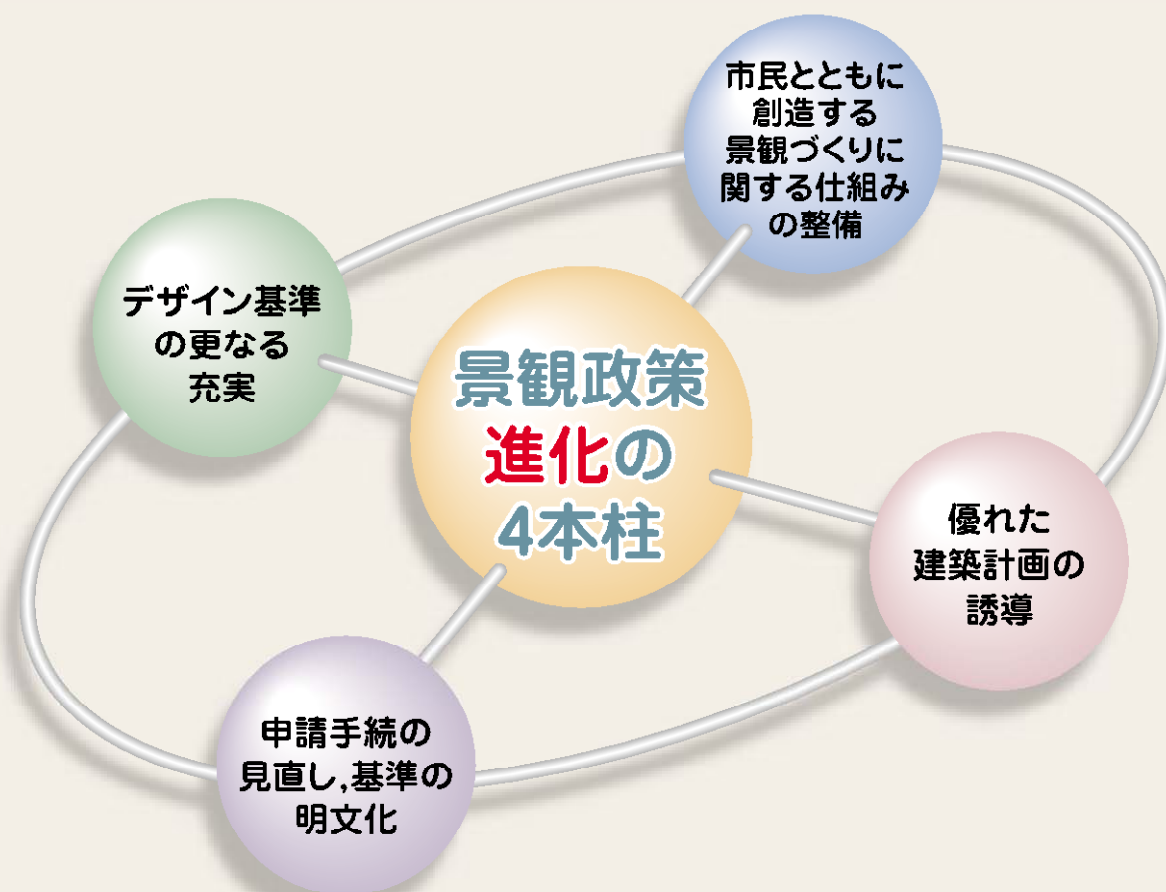




景観政策の進化

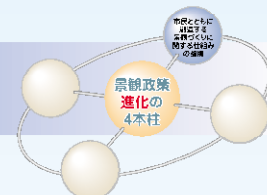
新景観政策の基本的な枠組みは維持しつつ、
4つの柱について、景観政策が進化



平成23年4月
京都市都市計画局



1 市民とともに創造する景観づくりに関する仕組みの整備



地域にふさわしいより良い景観づくりを図るため、
市民とともに創造する景観づくりに関する仕組みを整備します。

地域で景観づくりに取り組みたい場合

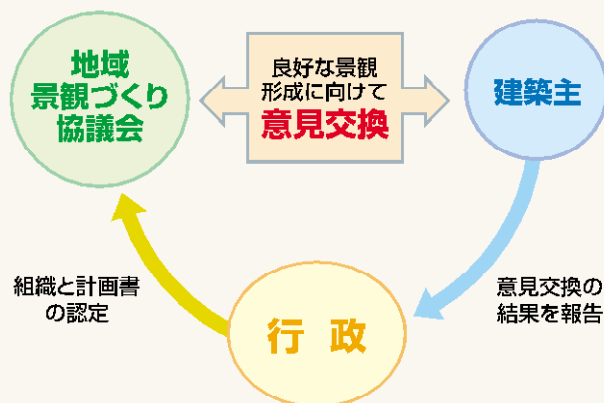
地域の景観を保全・創出する目的で
住民が主体的に景観づくりに取り組む地域

市長が、

地域組織を「**地域景観づくり協議会**」として認定
協議対象地区と景観の方針を定めた計画書を認定

地区内で建物を建てようとする人は、
事前に協議会との意見交換が必要

【地域景観づくり協議会に関する仕組み】



【協議会の認定要件】

- ◆活動の主たる目的が景観の保全及び創出であること。
- ◆活動の内容について、地域住民等に周知するとともに、その意見を聴いているものであること。 など

地域の景観ルールを ステップアップする場合

地域景観づくり協議会

景観のルールを
法的な規制としたい

地区計画

景観のルールを明確化して、
自分たちで運営していきたい

市街地景観協定

地区計画に
適合した建築計画

適用
除外

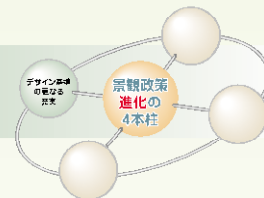
京都市が定めた
景観地区のデザイン基準

地区独自の
デザイン基準を
定めた地区計画

市街地景観協定を定めた地域において、
建物を建てる場合には、地域にふさわしい
より良い景観になるように、事前に当該協
定を結んだ地域の人と意見交換が必要です。

地区計画でデザイン基準を定めた場合は、
京都市で定めた景観地区のデザイン基準で
はなく地区計画の基準が適用されます。

2 デザイン基準の更なる充実



それぞれの地域にふさわしい景観づくりをより一層図るために、
景観地区の一部を変更し、デザイン基準の一部を充実します。

- 1 沿道型美観地区や沿道型美観形成地区では、高層建築物の屋根のデザイン基準を充実（地図中の ）
【外壁上部に水平線を強調する庇状のものを設けることが可能に】

高層建築物に関するデザイン基準を充実して
建築物のスカイラインを整えます。

幹線道路沿道等

- 2 良好な沿道の町並み景観の保全・形成を図るべき
幹線道路沿道及び主要駅ターミナル周辺を、市街
地型美観形成地区から沿道型美観形成地区に変更
（地図中の ）

高層建築物のスカ
イラインを整える
「水平庇」もOK

塔屋や屋上設備
等の位置や規模
の配慮



スカイライン形成のイメージ

- 3 岸辺型美観地区（歴史的町並み地区）
では、伝統的な建物が連担する岸辺
の町並みを保全するためのデザイン
基準を充実（地図中の ）

伝統的な建物が連担する
岸辺について
デザイン基準を充実し、
歴史的な町並みの保全を図ります。

鴨川西岸、高瀬川、白川沿岸

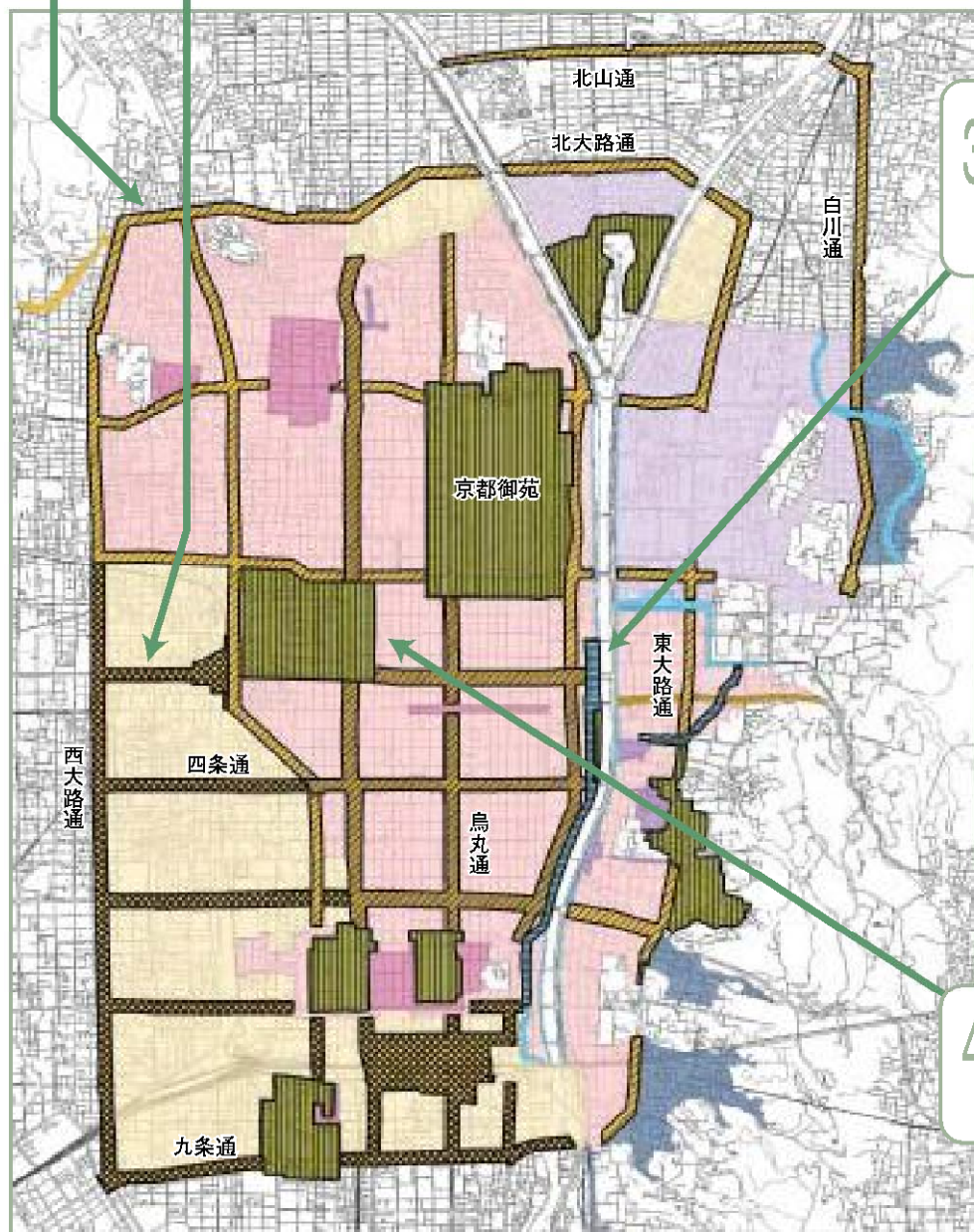
低層建築物の
屋根の勾配を
指定

けらばの出は
不要



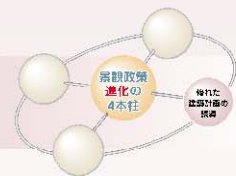
岸辺の歴史的な町並みの
イメージ

- 4 歴史遺産型美観地区（一般地区）に
おいても、けらばの出は不要
（地図中の ）



景観規制図

3 優れた建築計画の誘導



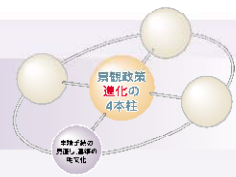
優良デザイン促進制度の創設

建築主や設計者が、建築物や工作物の建築等をしようとする際に、優良なデザインの建築計画とするため、計画の初期段階から専門家に技術的な助言を求めることができる制度の創設



景観地区におけるデザインの特例認定の事例（伏見区総合庁舎）

4 申請手続の見直し,基準の明文化



建造物修景地区における届出対象建築物の拡大

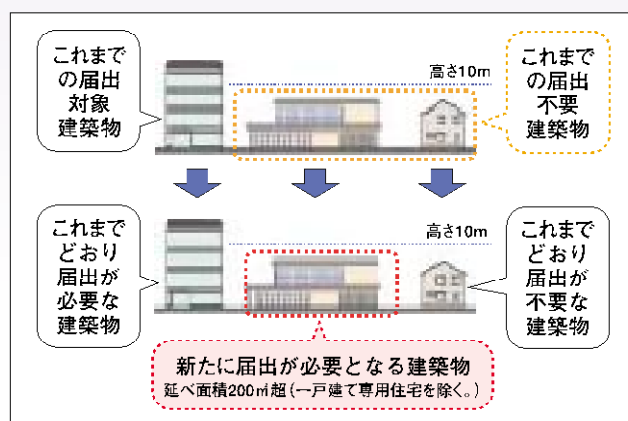
【対象地区】

山並み背景型、岸边型及び町並み型の建造物修景地区

【新たに届出が必要となる建築物】

高さが10メートル以下で延べ面積が200平方メートルを超える建築物（一戸建て専用住宅を除く。）

建造物修景地区における届出対象建築物



眺望景観保全地域における区域設定,手続等の整備

- ◆近景デザイン保全区域の視点場の範囲を境内や庭園の眺めを保全する部分に限定。それに伴い、近景デザイン保全区域の範囲も変更
- ◆地形等により視点場から明らかに視認できず、かつ、領域が明確に設定できる範囲については、遠景デザイン保全区域から除外（右図参照）
- ◆遠景デザイン保全区域で、視点場からの距離が3キロメートルを超える範囲にある高さ10メートル以下の建築物及び工作物は、ほとんど視認できないことから、届出は不要（右図参照）

遠景デザイン保全区域

範囲及び手続の見直し例 （例：清水寺）

清水寺本堂（舞台）により視認できない範囲を除外

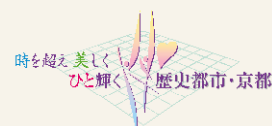


屋外広告物に関する基準の明文化

屋外広告物の表示面の色彩基準について、地域ごとに使用できる色と面積割合を明確化

お問合せ先
一覧

1	地域景観づくり協議会に関する事	景観政策課	☎ (075) 222-3397
2	デザインに関する事	市街地景観課	☎ (075) 222-3474
3	建造物修景地区に関する事	市街地景観課	☎ (075) 222-3474
4	眺望景観保全地域に関する事	市街地景観課	☎ (075) 222-3474
4	屋外広告物に関する事	風致保全課	☎ (075) 222-3475
		市街地景観課	☎ (075) 222-3474



平成23年3月発行
京都市印刷物第224727号